

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和元年5月9日 13時30分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市串浦漁港（串地区） 値賀埼灯台から真方位071° 1.2海里付近 （概位 北緯33°31.5′ 東経129°51.1′）
事故の概要	漁船第十増元丸は、定置網の揚網作業中、浸水した。
事故調査の経過	令和元年9月4日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十増元丸、2.2トン
船舶番号、船舶所有者等	SA3-23393（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、定置網の揚網作業中、船長が、同網に通常より多くの藻等が付着して重くなっているのを認め、揚網を続けることに不安を感じたものの、人数を増やせば揚収できると思い、僚船の乗組員と共に本船の左舷側から揚収していたとき、網の重量により船体が左舷側に傾斜し、海水が舷縁を越えて船内に流入して機関室に浸水した。</p> <p>本船は、僚船に横抱きでえい航され、係留地へ戻った。</p> <p>船長は、通常、定置網を設置してから約30日で揚網していたが、本事故時の定置網は、設置から約40日経っており、通常よりも藻等の付着物が多かったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、定置網の揚網作業中、船長が、通常より多くの藻等が付着して重くなっているのを認めた際、揚網を続けることに不安を感じたものの、同作業を続けたことから、船体が左舷側に傾斜して海水が船内に流入し、機関室に浸水したものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、通常より多くの藻等が付着して重くなっていた定置網の揚網作業を続けたため、船体が左舷側に傾斜して海水が船内に流入し、機関室に浸水したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・揚網作業中、通常より多くの藻等が付着して重くなっているのを認めた際は、作業を中止するか又は揚網方法の変更を検討して行

	うこと。
--	------